(目的)

第1条 この要綱は、初期費用が不要な住宅用太陽光発電設備等の設置に係るサービスに関する プラン登録の要件を定め、当該サービスを提供する事業者を募集し、要件に適合したものを市 が登録することにより、登録プランの適切な運営を促進するとともに、市民が安心して当該サ ービスを利用できる環境の構築を通し、市内住宅におけるエネルギーの地産地消を促進するこ とを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 住宅 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第2条第1項に 定める住宅をいう。
 - (2) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備であって、太陽電池モジュール、パワーコンディショナー(太陽電池モジュールが発電した直流電力を住宅で使用できる交流電力に変換する設備をいう。) その他これらに付随する設備で構成されるものをいう。
 - (3) 蓄電池 電池部とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成される機器であり、 全体を一つのパッケージとして取り扱うものであり、太陽光発電設備によって発電した電気 等を蓄電するものであって、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備をいう。
 - (4) 太陽光発電システム 太陽光発電設備又は太陽光発電設備及び蓄電池により構成される設備をいう。
 - (5) リース 契約の名称にかかわらず、利用者が希望する設備を事業者が代わりに購入して当該利用者に使用させ、その代金を設備の販売会社に支払い、利用者からは購入代金(元本)に金利等の諸経費を加えたものを設備使用の対価として回収するものであって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているものをいう。
 - (6) 電力販売 太陽光発電システムの所有者である事業者が、住宅に太陽光発電システムを当該事業者の負担により設置し、太陽光発電システムから発電された電気を当該住宅所有者に販売するものをいう。
- (7) 屋根借り 太陽光発電システムの所有者である事業者が、住宅所有者から太陽光発電事業 用として当該住宅の屋根を一定期間借り受けた上で太陽光発電システムを当該事業者の負担 により設置し、当該住宅所有者に対し当該屋根の使用料を支払うものをいう。
- (8) 割賦販売 購入者から商品若しくは権利の代金を、又は役務の提供を受ける者から役務の対価を分割して受領すること(購入者又は役務の提供を受ける者をして販売業者又は役務の提供の事業を営む者の指定する銀行その他預金の受入れを業とする者に対し、分割して預金させた後、その預金のうちから商品若しくは権利の代金又は役務の対価を受領することを含む。)を条件として商品若しくは権利を販売し、又は役務を提供することをいう。
- (9) 初期費用ゼロサービス 住宅所有者が負担する初期費用が不要であるリース又は電力販売 による太陽光発電システムを設置するサービス (屋根借り及び太陽光発電システムの販売 (割賦販売を含む。) に係るものを除く。) をいう。
- (10) 登録プラン 本要綱により本市に登録された初期費用ゼロサービスをいう。

(11)登録事業者 登録プランを提供する事業者をいう。

(申請者の要件)

- 第3条 初期費用ゼロサービスの登録に係る申請を行う事業者(以下「申請者」とする。)は、 次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。
 - (1) 法人(国及び法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号に規定する公共法人を除く。)であること。
 - (2) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
 - (3) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
 - (4) 次の申立てがなされていないこと。
 - ア 破産法 (平成16年法律第75号) 第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立 て
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づく再生手続開始の申立て
 - (5) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始 決定がなされていないこと。
- (6) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること(債務超過の状況にないこと。)。
- (7) 本市の市民税及び固定資産税・都市計画税(土地・家屋)に未納がないこと。(当該義務を有する者に限る。)
- (8) 市長が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (9) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でない こと。
- (10) 相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「暴力団排除条例」 という。)第2条第3号に規定する暴力団員でないこと。
- (11)暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団でないこと。
- (12) 代表者又は役員のうちに暴力団員に該当する者でないこと。
- 2 申請者は、登録プランに則して太陽光発電システムを設置し、登録プランに係る契約期間中 の保証や故障対応等を行うことができるよう、必要な体制を整えなければならない。
- 3 複数の事業者が団体等を組成して行う場合、複数事業者のうち、市長に登録申請を行う申請 者とする。
- 4 市長は、必要に応じ、申請者が第1項第10号から第12号までのいずれかに該当するか否かについて、神奈川県警察本部に対して確認を行うことができる。この場合において、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部に提供するときは、本人の同意を得なければならない。

(登録プランの要件)

- 第4条 登録できる初期費用ゼロサービスは、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。
- (1) 市内の住宅所有者を対象に初期費用なしで、発電出力が10kW未満の太陽光発電設備を

設置するサービス(リース又は電力販売)であること。

- (2) 太陽光発電設備又は太陽光発電設備及び蓄電池を導入するサービスのいずれかであること。
- (3) 太陽光発電システムが故障した場合に、登録プランに係る契約期間中は事業者により、速やかに交換又は修理が行われるものであること。
- (4) 登録プランに係る契約終了後に、太陽光発電システムが住宅所有者へ原則として無償譲渡されるものであること。
- (5) 太陽光発電システム又は当該設備の取付工事が原因で生じた身体障害に起因する賠償責任 補償が付加されていること。また、太陽光発電システム又は当該設備の取付工事が原因で生 じた財物損壊に起因する賠償責任補償が付加されていること。
- (6) 登録プランに係る契約期間が太陽光発電システム設置から5年以上であること。 また、当該契約終了後も太陽光発電設備については設置から17年間、蓄電池については6 年間継続して市内において設置されると見込まれること。
- (7) 太陽光発電設備を導入した住宅に太陽光発電設備からの電気が供給される場合にあっては 当該電気に環境価値(太陽光発電設備からの電気が持つ、発電時に二酸化炭素を排出しない という価値のことをいう。)が伴っており、登録事業者が環境価値を取得しないこと。
- (8) 太陽光発電設備で発電する電力量の30%以上が当該設備を設置した住宅で消費されること。
- (9) 太陽光発電設備に係る設備費及び設置工事費の合計額の発電出力の1kW当たりの単価が30万円未満であるもの。
- (10)登録プランに参加する事業者のうち、販売事業者(太陽光発電システムを設置する市民と直接、登録プランに係る契約を締結する事業者をいう。)と施工事業者(太陽光発電システムの設置工事を行う事業者をいう。)については、登録プランで採用する太陽光発電システムの取引実績又は施工実績があること(同等の実績があると認められる場合を含む。)。また、関連事業者のうち1社は可能な限り相模原市内に現に事務所(支店登記の有無にかかわらず、事務を反復継続して実施し、かつ、契約締結権者を有するもの)を有して事業を行っていること。
- (11) 太陽光発電設備の設置にあたっては、再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン (太陽光発電)」(資源エネルギー庁) に定める遵守事項等に準拠して実施されること (ただし、専ら FIT の認定を受けた者に対するものを除く。)。
- (12) 国の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)交付 要綱及び地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領に則ったものであること。

(太陽光発電システムの要件)

第5条 登録プランで導入する太陽光発電システムは、停電時においても電力供給を継続する機能を有するものとする。

(太陽光発電設備の要件)

第6条 登録プランで導入する太陽光発電設備は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものと する。

- (1) 太陽光発電設備を構成するモジュールが、次のいずれかの要件を満たすものであること。
 - ア 国際電気標準会議(IEC)のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関 又はIECEE-CB認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること。
 - イ 一般社団法人電気安全環境研究所の認証を受けたものであること。
 - ウ 一般社団法人太陽光発電協会のJPEA代行申請センターにおいて型式登録がされたも のであること。
- (2) 未使用品であること。
- (3) 地絡検知機能を有していること。
- (4) 太陽光発電設備のメーカーが国外企業の場合、当該メーカーの日本法人があること。

(蓄電池の要件)

- 第7条 登録プランで導入する蓄電池は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。
- (1) 蓄電池パッケージ 別表1に掲げる基準を満たすものであること。
- (2) 性能表示基準 初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、別表2に掲げる所定の表示がなされていること。
- (3) 蓄電池部安全基準 別表3に掲げる基準を満たすものであること。
- (4) 蓄電システム部の安全基準 (リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ) 別表4に掲げる基準を満たすものであること。
- (5) 震災対策基準(リチウムイオン電池部を使用した蓄電池のみ)
 - 蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関(電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関(NCB)であること。)の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。
- (6) 保証期間 別表5に掲げる基準を満たすものであること。
- (7) 定置用であること。
- (8) 未使用品であること。
- (9)初期費用ゼロサービスで設置する太陽光発電設備と併せて設置するものであること。
- (10) 蓄電池の設備費及び設置工事費の合計額の蓄電池の蓄電容量(kWh を単位とし、小数点以下第2位を切り捨てる。)の1kWh あたりの単価が15.5万円以下であること。
- (11) 国が令和4年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般財団法人環境共生イニシアチブにより登録されているものであること。

(登録申請)

- 第8条 プランの登録を申請する申請者は、相模原市住宅用初期費用ゼロ太陽光発電設備等導入 プラン登録申請書(第1号様式)に、次の書類を添えて市長に提出するものとする。
- (1) プランの内容(第2号様式)
- (2) 登録申請に係る誓約書(第3号様式)
- (3)役員等氏名一覧表(第4号様式)
- (4) 申請者の登記簿謄本 (現在事項全部証明書)
- (5) 申請者の直近の財務諸表(損益計算書及び貸借対照表)
- (6) 市税の滞納がないことの証明書(当該義務を有する者に限る。)

- (7) プランに係る契約書のひな形
- (8) プラン概要資料 (リーフレット等)
- 2 前項の提出は書面によるものとし、様式の電子データ及び添付書類の電子データを併せて提出するものとする。

(審査及び登録)

第9条 市長は、前条の規定による登録申請書の提出を受けた後、本要綱で示す要件を全て満た すと認めるときは、申請のあった初期費用ゼロサービスを登録し、申請者に対しプラン登録通 知書(第5号様式)にて通知するものとする。

(登録の変更・廃止)

- 第10条 登録プランについて、登録事業者が登録内容の変更又は廃止を希望するときは、プラン変更等申請書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請を受け、その内容が妥当であると認めるときは、当該変更等を承認する ものとする。
- 3 市長は、前項の承認を行うときは、プラン変更等承認通知書(第7号様式)により、その旨 を当該プラン登録事業者に通知するものとする。

(登録の取消し)

- 第11条 市長は、登録プランが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取消すことができる。
- (1) 登録内容に、虚偽や重大な誤りがあることが判明したとき。
- (2) 申請者の要件又は登録プランの要件を満たしていないことが判明したとき。
- (3) 関連する事業者に対する市民からの不満や苦情への対応等が適切でなかったと認められる場合に改善を求めたものの、その改善が認められずかつ同様の不満や苦情が継続して寄せられるとき。

(公表)

第12条 市長は本市ホームページにおいて、登録事業者名及び登録プランの内容等を公表する ものとする。

(登録事業者の役割)

- 第13条 登録事業者は、登録プランについて利用を希望する者から見積依頼を受けた場合は、 原則として次の各号に掲げる業務を行うものとする。ただし、住宅所有者の意向によっては、 仮見積書の提示を省略することができる。
 - (1) 仮見積書の提示及びサービス概要の説明
- (2) 現地調査及び現地調査に基づく見積書の提示及びサービス内容の説明
- (3) 登録プランに係る契約締結及び工事施工等
- 2 前項第1号及び第2号については、無償で行うこととする。

(遵守事項)

- 第14条 登録事業者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 現地調査や太陽光発電設備等の設置工事の施工等において、事故やトラブル等が発生した場合には、速やかに必要な措置を講じるとともに、事故等報告書(第8号様式)により市へ報告すること。
 - (2) 申請者の要件又は登録プランの要件を満たさなくなった場合、速やかに市に報告すること。
 - (3) 見積申込や現地調査等により取得した個人情報の取扱いについては、関連法令を遵守し、適切に管理すること。
 - (4)登録事業者は、本市内外における営業状況、登録プランに係る契約状況等、本市が行う調査へ協力するとともに、市内における普及啓発を行うため、市と連携した取組に協力すること。

附 則

この要綱は、令和5年10月24日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

別表1 蓄電池パッケージ

- ・蓄電池部 (初期実効容量1.0kWh以上) とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。
 - ※初期実効容量は、JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか 低い方を適用する。
 - ※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

別表 2 性能表示基準

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
初期実効容量	製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流
1	側の出力容量のこと。蓄電池の使用者が独自に指定できない領域は含まな
l	い。(算出方法については、一般社団法人日本電機工業会日本電機工業会規
本	格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照)
定格出力	定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造業者が指定す
	る最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MW のいずれかとする。
出力可能時間	・複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力(W)と出力可能
の例示	時間(h)の積で規定される容量(Wh)が全てのモードで同一でない場
	合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければなら
	ない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を
	維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよ
	٧٠°
	・購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可
	能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示する
	こと。出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。出力可能時間の単位
	は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出
	力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切り捨てとする。また、運転モ
	ード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にするこ
	と。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの
	電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載する
	こと。単位はW、kW、MWのいずれかとする。
保有期間	法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。
廃棄方法 値	使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添
f	付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄
4 E	電池部の添付書類に明記されていること。
アフターサー	国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に
ビス	明記されていること。

別表3 蓄電池部安全基準

JIS C8715-2 の規格を満たすこと。

別表4 蓄電システム部の安全基準(リチウムイオン電池部を使用した蓄電池のみ)

JIS C4412の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定めるJIS C4412適用の猶予期間は、JIS C4412-1若しくはJIS C4412-2※の規格も可とする。

※「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈別表第八」に準拠すること。

別表 5 蓄電池の保証期間

- メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。
 - ※蓄電システムの製造を製造事業者に委託し、自社の製品として販売する場合も含む。
 - ※当該機器製造事業者以外の保証(販売店保証等)は含めない。
 - ※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。
 - ※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。
 - ※JEM 規格で定義された初期実行容量(計算値と計測値のいずれか低い方)が 1.0kWh 未満の 蓄電システムは対象外とする。